

令和5年度 近畿運輸局入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和5年7月27日(木) 近畿運輸局 大会議室	
委員	定岡 由紀子 (弁護士) 横見 宗樹 (近畿大学教授) 三輪 誠 (神戸大学大学院教授)	
	委員長 定岡 由紀子 委員長代理 横見 宗樹 以上については審議に先立ち、委員会において選出された。	
審議対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	
説明事項等	① 工事に係る契約の報告について ② 物品・役務に係る契約の報告について ③ 指名停止措置等の運用状況について	
	① ~ ③について、資料に基づき説明を行った。	
案件	総件数 39件	①一般競争「大阪運輸支局監視カメラ増設更新工事」 ②一般競争「和泉自動車検査登録事務所監視カメラ増設更新工事」 ③一般競争「なにわ自動車検査登録事務所臨時駐車場車両誘導業務」 ④一般競争「近畿運輸局の官用車の交換」 ⑤企画競争「令和4年度近畿運輸局管内における自動車検査登録申請のデジタル支援による実証実験」 について、資料に基づき説明を行った。
一般競争入札	28件	
指名競争入札	0件	
随意契約 (企画競争方式他)	11件	
委員からの意見・質問・それに対する回答		
意見・質問		回 答
<p>●一般競争入札案件について</p> <p>【工事】 大阪運輸支局監視カメラ増設更新工事</p> <p>和泉自動車検査登録事務所監視カメラ増設更新工事</p> <p>・カメラの増設工事が2件あるのでこの2件を比較して審議していったほうが良いと思うので、この審議案件1と審議案件2については一緒に審議させていただきたいと思いをします。</p> <p>・いずれの監視カメラも約208万画素、最低被写体照度 0.02ルクスと同じ仕様で注</p>		<p>・大阪運輸支局のカメラ増設については全て敷地内の監視カメラの更新になっています。和泉自動車検査登録事</p>

文が来ていますが、大阪運輸支局のほうのカメラ台数が 25 台、和泉自動車検査登録事務所のほうのカメラ台数は合計 30 台と 5 台の違いがある。それで、5 台の違いにより契約金額に 700 万円の価格の違いが発生している。これがどのような理由があるのか、この 2 つの案件について、工事費用の算出過程についてご説明いただきたい。

・画素と照度以外のところですか

・大阪運輸支局の監視カメラ増設更新工事についてですが、入札結果を見れば、落札がアオバ建設工業（株）で、他の 2 社の、池田建設（株）、（株）石津電気との入札価格が大きく異なり疑問に思っています。カメラの仕様も決まっており、工事だと金額は積算して算出していると思うのですが、どういうことからこういう違いが出てくるのでしょうか。

・人件費を抑えていくとなると、逆に労働条件の問題が発生しないかと思うのですが、もちろん最低賃金を下回っていないと思えます。

その辺は、何か別のところで、例えば、昨今の物価の上昇に合わせて、政府で方針を立てているので、何%か賃上げがある会社には何ポイントかを付与するというのをやっているところもあるみたいなのですが、そういうのは特にありませんか

・ちょっと同じような話になるのですが、

務所のカメラ増設については敷地外となっています。もちろん和泉自動車検査登録事務所のほうは敷地外になっているので、雨風に耐え得るような仕様になっているので、カメラ自体の性能が違うので金額の差額が出ていられると思われま

・そうです。

屋外の工事については当然屋内の工事だけよりは、屋外の配線工事とかも加算されています。そういった面でも屋内・屋外カメラもある和泉自動車検査登録事務所のほうが高くなります。

・今回の入札は、内訳明細も一緒に入れており、内訳明細も確認はしていますが、材料費の金額の差はほとんど無く労務費の金額で差が出ています。

今は、物の値段自体が、同じ物を買っていても、会社の購入ルート等で、購入時期や仕入れ先により値段が多少差は出ています。ただ今回はそんなに大きな差ではなく、結局労務費といった部分で、企業努力的な部分で金額を抑えてきているところが、今回のアオバ建設工業（株）が他社と比べると大きく、他社と金額に差がでたのではないかというのは、内訳書から我々が推測できる範囲です。

・今回は一般競争入札なので、そういったことはしていません。

総合評価方式であれば、そういったことは出来るのですが。

・これに関しては、株式会社カーサ・プランニングの、

<p>審議案件2のほうでもかなり入札金額にばらつきがあり、落札したのは株式会社カーサ・プランニングですが、アオバ建設工業株式会社は今回も入札金額は予定価格に近い数字を出してきています。逆に株式会社石津電気は高い入札金額です。金額にばらつきがあるというのと、落札業者と他の応札業者との提案資料の違いはあるのでしょうか。ご説明をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社カーサ・プランニングは調査基準価格を下回っていますが調査されていますか。 ・確認ですが、案件1は既に工期が終わっています、案件2は工期が7月31日なので、もう少しで終わるところですか。 ・無事、問題なく終わったという理解でよろしいですか。 <p>【役務】 なにわ自動車検査登録事務所臨時駐車場車両誘導業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務期間内における誘導員の配置について、資料では6名の配置を指名していますが、一方で、業務期間内の日程表というのが後ろのほうについていますが、これを見ると4名から6名の配置人数の異なる日程があります。注釈には、配置人数や状況に応じ臨機応変に対応するというふうにあります、落札業者と応札業者の入札価格が200万円の僅かな差になっています。この応募した2社の計画の違いについてご説明をいただきたい。どこからどこまでの違いかということも。 	<p>カメラの機器が他社と少し違っていたということです。ただそれは、機器等の仕様は事前に承認があれば同等品可となっており、その同等品と認められたので、他社と違うものであったということが原因の一つだと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の7割5分が調査基準価格です。審議案件資料の概要に記載しているのは税込み価格となっているので、調査基準価格は下回っていません。 ・案件2も終わりました。 ・はい。そうです。 ・今回の臨時駐車場車両誘導業務ですが、単価契約ということで、1人1日の金額での契約となっています。この配置図面については、基準的な配置について示しており、別紙2の人数割については予定人数として、合計人数を930人として総額で入札し、最終的に単価1人1日の金額で契約しているので、A社もB社も同じ条件での金額の算出になっています。
--	--

<p>・単価が違うということですか。</p> <p>・それと、単価契約で入札する場合、契約書に 1 人当たりの単価を記載していますが、そこから賃金額を引くと利益になるという理解でいいのでしょうか。</p> <p>・賃金を下げて利益をたくさん取れば、儲けが出るということですね。そのほうが落札し契約が取れるということは、税金の使い方という点からすると確かにそのとおりなのですが。</p> <p>利益率とか、例えば派遣会社であれば、派遣の料金と賃金とのバランスを気にしていると思いますが、それについては何%ぐらいというような基準はあるのでしょうか。</p> <p>【物品】 近畿運輸局の官用車の交換</p> <p>・官用車の購入・交換ということですが、新たに官用車を購入し、今まで使っていたシビックを下取りにだすということになっており諸費用等は入札価格に含むということで、新車の購入価格から、下取り価格を引いた価格が入札価格になるということですか。</p> <p>・購入車の仕様にハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車に適合する提案車の燃費について、車体重量別に 3 種類が算出可能ですが、落札業者の提案車の数値がどの程度だったのでしょうか。</p>	<p>・単価だけです。</p> <p>状況に応じた臨機応変な対応というのは、この別紙 2 で 4 人から 6 人の人数を、その日が繁忙期かどうかで分けているだけで、それによってこの配置を臨機応変に変更し対応すること、としているだけです。</p> <p>・そうです。</p> <p>・特に設けていません。</p> <p>・はい。そうです。</p> <p>・車両重量は 1, 531 キロ以上 1, 651 キロ未満、ここに該当します。</p>
--	--

<p>・今回、提案車の燃費は。</p> <p>・この案件は官用車の購入であることから、エコロジ的な面で社会状況を反映した物品購入であるかどうか問題意識はありますか。</p> <p>・今回応札したのが1社だけでしたが、自動車を調達するってそんなに自動車販売業者が少ないわけでもないと思いますが、どうして1社応札なのでしょう。</p> <p>・数がそろえられないということなのでしょうか。</p> <p>・落札率が随分高めなところについては、車のグレードってある程度決まっていますので、おのずと近くなってくるのですか。</p> <p>・仕様書は国のほうで決まっているというような話がありましたが、今回この仕様書の車は大阪市内を走るものですか、それとも、何か雪道とかを走るようものですか。そういう仕様で書かれているようですが。また、仕様書の装備というところで、標準装備品の場合を含むというふうに書かれているものの別のページに「スタッドレスタイヤおよびホイール一式」とあるので、雪道仕様のように思えますが、大阪市内でもスタッドレスタイヤで走行するのですか。</p>	<p>・燃費値が23.2です。 落札車の燃費も23.2です。落札車の車両重量が1,531キロから1,651キロ未満であったため、燃料基準値が16.5となり、満点の加算点20点が追加されます。</p> <p>・そうですね。 今は国全体で、自動車の購入に関して指針が出ています。入札については総合評価落札方式という手法でおこなっており一般競争入札のように価格だけじゃなくて、こういった性能も加味して契約を行っています。 今はもうハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車などのエコカー車でなければ購入できないことになっています。</p> <p>・これについては、こちらも困っています。自動車は今、コロナで半導体不足とかで、どこもなかなか手に入りづらい状況です。</p> <p>・注文しても、納期が1年以上先になるなど聞いています。そういった中で1社だけでも入札に参加してきてくれたので、よかったと思っているぐらいです。</p> <p>・そうです。車に関しては大きな違いは出ないです。</p> <p>・納車が12月なので今回はスタッドレスタイヤを装着して納車しました。 当局にもいろいろな部署があり、多方面に出て行くことがあり、大阪市内のみの走行と言う訳ではございません。 それと、官用車の仕様自体は別に決まっているわけではなく、入札方法が、先ほどのこの性能証明書を使って、価格だけではなく、燃費等の環境性能も含めた総合的な点数で入札する総合評価方式ということで入札するということが決まっています。 自動車の詳細な仕様についてはその都度検討しています。</p>
--	--

か。
それともノーマルタイヤを装着して、スタッドレスタイヤを予備で納めてもらうということなのですか。

【役務】

令和4年度近畿運輸局管内における自動車検査登録申請のデジタル支援による実証実験

・この件は役務で、自動車検査登録申請をデジタル化するという事で、そのデジタル支援による実証実験をしてもらうという業務内容ですが、事業内容を簡単にご説明をお願いします。

す。

・まず、実証実験ということで、自動車検査登録業務の中でも登録業務、いわゆる名義変更とか住所変更です。現状は紙ベースでの案内、申請書も紙で書いているのがメインで窓口業務をやっているところで、そこを業務フロー改善というところでデジタル機器等を用いり、デジタル化すれば、現状の手作業の部分をより効率化が図れるのではないかとこのところをコンセプトとして、4支局事務所で、2種類の取組をやったということになります。

一つ目は、申請書作成業務です。申請書は通常手書きで書いいますが、デジタル機器を用いてデジタル化し、ある程度の質問形式等で申請者自らがタッチパネルの機器等で名義変更や、住所変更等の必要添付書類がそろっているかどうかを確認しつつ申請書も作成出来るというところを目指した取組内容でございます。

もう一つは、ワンストップサービス申請の紙添付書類をデジタル化し自動審査が出来ないかというところを目指した取組内容みです。

登録検査のワンストップサービス（OSS）とは電子データで申請できるもので、申請する場合は窓口で書類を持って出頭する必要があるのですが、申請のときは電子データで申請し、車検証ができあがったとき取りに来るという取り組みです。

ただ実態としては一部システムを利用するのですが、添付書類の一部が紙申請で、紙が一部でも残っている場合は事前審査がコンピューターで出来ません。

その場合は従前どおり職員の手作業で行わないといけないというところで、その紙申請の部分だけデジタル化して、自動で審査できないかというところなんです。

<p>・何かシステムを開発するということですか。</p> <p>・デジタル支援による業務の改善効果について、仕様書には改善効果のメリット、デメリットの定量比較を示しており効果検証・結果報告には、このメリット、デメリットを含めて報告することになっていますが、報告書にその情報が見当たりませんでした。入札仕様に列挙された仕様項目に対して、仕様が満たされているかどうか説明をお願いします。</p> <p>・改善の効果はどのようにして確認していますか。</p> <p>・お話を伺う限り、ユーザビリティが低</p>	<p>・システムは開発します。</p> <p>そのシステムを使って、どういうことが効率化できたかという報告書を成果物として提出する業務となっています。</p> <p>・定量的な業務フローの改善効果というような表記で、決して定量比較をするということではございません。定量比較しようと思えば、申請者に全部無理矢理今回のシステムを使用して申請させなければならず、そういうことは出来ないのです、定量的な業務フローというのが、名義変更である移転登録、住所変更等の変更登録、一時抹消、等このような申請は、いろいろなパターンがあり、申請者にどういった案内をするか、どの書類を使うか、申請書の書類の種類も違うので、こういった流れを抽出して、一部の申請者に使ってもらい、それが従来どおりの作業と比較してデジタル化したほうがいいのか、この業務フロー自体を変えることができるのかというふうなところで、決して、その100件に対してその100件分と比較するというような、定量的な比較、検証するという意味を踏まえて書いたわけではないということです。</p> <p>・そこは、申請者の使用率で、そのシステムを利用してもらった件数がどれだけあるか、申請者が来てから帰るまでの時間であるとか、職員の案内の件数がどれだけ減ったのか、等を当初予定していたのですが、抽出できるサンプル数が少ししか集まりませんでした。申請者が、今回のシステム自体が詳細なところまで網羅しようとし過ぎて、途中で諦めてしまっていたようです。システム自体はいいものだと思ったのですが、実際に使用する側が、質問形式で何度もボタンを押さなければならないので途中で諦めているようで、言われているような定量比較は出来ない状況で、各申請を一部分使った申請者に対して、どういう状況であったかを確認し、その業務フローがデジタル化に置き換えることができるのか検証できればと考えました。</p> <p>・そうですね、対象にした申請者というのが、一般の方</p>
--	---

<p>いような印象を受けるのですが。</p> <p>・報告書と現場の意見から改善点や問題点が見えたということで、次年度に向けて、さらに改良を入れていくという計画になっているのですか。</p> <p>・これについて、提案書というのは幾つかから、何社から出されて、こういったほかの応募業者さんについてもこういった評価がなされて、ここが選ばれたという感じですか。1社だけ、提案は。</p> <p>・またその1社しか応募がなかった理由というのは、何かあるのでしょうか。こういう事業をできる業者が少ないということでも恐らくないと思いますが。</p> <p>・ちなみに今後この事業を何か改善を重ねていく場合、また新たに入札をするのですか。</p>	<p>で初めて来る申請者を対象にしました。初めて来られる方は、窓口の職員にまず尋ねに来ます。それに手を取られて、ほかの申請書がたまっていく。そういったものを何とか回避できないか、初めて来た申請者でも自身で申請していただけないかなと考えたのですが、あまりにも細か過ぎて、それらに全て対応しようとしたがために、複雑な選択肢になってしまったというところが、当初考えていた件数が取れなかったという状況です。</p> <p>無理があったというわけではないのですが。</p> <p>もう一つの、OSS申請の一部紙申請のデジタル化についてはスキャナーでの読取りは出来たのですが、読み取ったときに印鑑証明書等に『複写』や『コピーカード』がついており、照合するとき邪魔して照合ができない。機械の精度とか、仕様とかもあるのですが。</p> <p>・前回の、申請書作成について、もう何度もボタン押さないといけないといことで利用率が低かったので、今度は利用率を上げようと考えています。例えば前回は100点満点を求めていましたが、6割でいいから、ボタンを押す回数を減らし、申請書もある程度できれば利用率も上がるのではないかと。職員のほうも一から説明するより、6割できているので、4割の説明でいけるだろう、というふうな修正を加えて利用率を今度は上げて効果検証できないかと今検討しているところでございます。</p> <p>・提案書を提出したのは1社だけ</p> <p>・ちょっと分かりません。</p> <p>・はい。そうですね。</p>
---	---

<p>それで別の会社が応札してくることもあ ると思うので、こういう事業をやっている ところ、たくさんありそうな気がするの ですが。</p> <p>・説明書にワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する指標についての適合状況と いうのがありますが、これは企画競争の評 価点をつけるのに、この提案者がワーク・ ライフ・バランスを推進しているような企 業であれば加点があるってことでしょ うか。</p> <p>ほかの入札とかでもそうですが、価格 的な面と、安全性が保てているのか、質 が保てているのかという面と、そうい う何かエコロジ的なものが入ったり、 そういう社会的なところが、このワー ク・ライフ・バランスの記載なの でしょうか。</p>	<p>・当該入札は企画競争という手法を取 っていますので、企画競争の方式で契 約の手続を行う場合は、こういった ものを評価の項目に入れなければい けないようになっています。こうい ったものを推進していくために、ど こかで企業にも恩恵を与えるとい う部分で、こういった取り組みを普 及させていくという今の方針です。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>特段の特記事項なし</p>	